



標津町国民健康保険標津病院

経営強化プラン

標津町国民健康保険標津病院

令和 6 年 3 月

目次

1 基本的事項

1.1 標津町の概況と標津病院を取り巻く環境	1
・ 自然的条件	
・ 歴史的・社会的条件	
・ 健康と福祉の村	
・ 人口動態	
1.2 地域医療圏	3
・ 根室医療圏	
・ 第三次医療圏	

2 標津町国民健康保険標津病院の概要

2.1 標津病院の基本理念	4
2.2 標津病院の沿革	5
2.3 標津病院の概況	6
2.4 標津病院の経営状況	7

3 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの概要

3.1 経営強化プランの策定趣旨	8
・ 策定の経緯	
・ 強化プランのポイント	
3.2 経営強化プランの計画期間	8

4 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの内容

4.1	役割・機能の最適化と連携の強化	9
	・ 地域医療構想等を踏まえた果たすべき役割・機能	
	・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	
	・ 機能分化・連携強化	
4.2	医師・看護師等の確保と働き方改革	13
	・ 医師・看護師等の確保	
	・ 医師の働き方改革への対応	
4.3	経営形態の見直し	14
4.4	新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	14
	・ 平時からの備え	
	・ 関係機関との連携	
4.5	施設・設備の最適化	15
	・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制	
	・ デジタル化への対応	
4.6	経営の効率化等	16
	・ 経営指標に係る数値目標	
	・ プラン対象期間中の各年度の収支計画等	

5 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの管理

5.1	経営強化プランの管理	20
	・ プランの評価	
	・ プランの見直し	
5.2	経営強化プランの公表	20

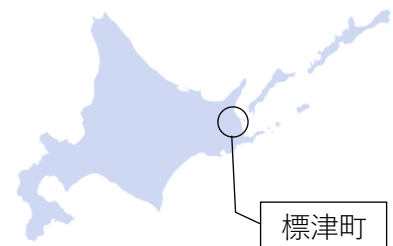
1 基本的事項

1.1 標津町の概況と標津病院を取り巻く環境

<自然的条件>

標津町は、北海道本土の最東端根室管内の中心部に位置し、周囲を世界自然遺産の秘境「知床半島」、ラムサール条約登録湿地であり日本一の砂嘴「野付半島」、納沙布岬を先端とする「根室半島」に囲まれ、また、眼前にはオホーツク海・根室海峡に面し、洋上わずか24km先には「北方領土国後島」を望むなど、世界的な景観や自然を有する風光明媚な地である。

面積は東京23区とほぼ同じ624.69km²、そのうち森林面積が412.22km²と約66%を占めている。広大な原野（根釧原野）が広がるその中央を母なる川・標津川が悠々と流れている。また、海岸線約25kmの範囲には約4km間隔ごとに大小河川があり、オホーツク海に流れ込んでいる。



気象は、春から夏にかけて霧の発生が多く、夏は冷涼・多湿となるが、秋から冬にかけては比較的光照日数も多くなる。降雪期間は12月～4月上旬。年間平均気温は6.0℃（5月～10月13.3℃、いずれも1991年～2020年の平均）前後で、概ね冷涼な気候である。

<歴史的・社会的条件>

標津町は、古くから鮭を中心とする漁業により拓けたまちである一方、明治時代後半から大正時代にかけて、広大な大地の開拓に志を寄せる開拓入植者が多く入り、畑作農業が営まれた。その後漁業は、資源管理型漁業が定着し、日本屈指の水揚げを誇る秋鮭やホタテを中心とした沿岸漁業、農業は昭和30年代に酪農へと転換され、現在は広大な土地を活かした大規模経営が行われているなど、本町は沿岸漁業と大型酪農の「生産のまち」として振興発展してきた。

町内の集落は大きく沿岸部と内陸部に区分される。沿岸部は本町の中心地である標津市街のほか、各河川下流域に小規模な集落が6つ（崎無異、薫別、浜古多糠、忠類、伊茶仁、浜茶志骨）存在している。内陸部については、その中心となっている川北市街（川北地区）のほか、大きな集積はないものの3つの集落（古多糠、北標津、茶志骨）に区分される。

学校は、令和6年（2024年）現在、町立小学校が2校（標津、川北）、町立中学校が2校（標津、川北）、道立高校が1校（道立標津高等学校）となっている。

生産・生活の基盤となる道路交通網は、国道272号、国道335号の起点となっているほか、国道244号が縦断しているなど、地理的条件から本町が地域交通の要所となっている。また、国道を中心として、道道川北中標津線、道道薫別川北線、道道開陽川北線、道道川北茶志骨線、

道道野付風連公園線が幹線となり、これらの間を町道が結んでいる。根室圏域と釧路圏域とを結ぶ「地域高規格道路」は、一次医療・二次医療と高次医療・専門医療とを結ぶ「住民の生命を守る路線」となることから、その整備と維持が強く望まれている。

<健康と福祉の村>

標津町は、「町民が健康で誇りに満ちた健康と福祉の郷づくり」を目指し「健康と福祉の村」を整備した。「健康と福祉の村」は、医療、保健、福祉のサービスがコンパクトに一区域にまとめられたもので、その主要な機能は、「標津病院」「保健福祉センター」「特別養護老人ホーム」を中心とした高齢者介護福祉施設」の3施設が担っている。

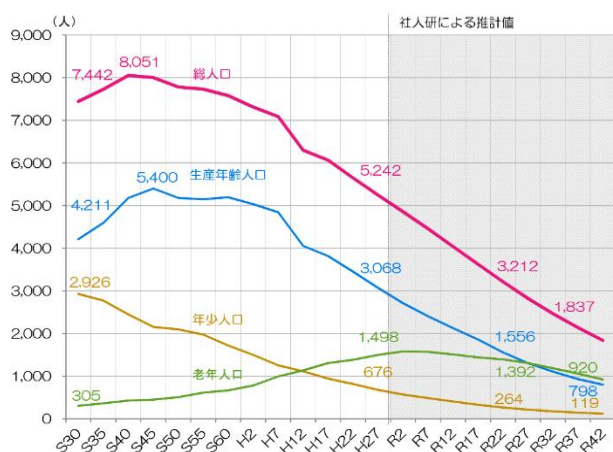
昭和62年（1987年）に「健康と福祉の村」整備構想が完成、平成元年（1989年）に基本計画が策定、平成9年（1997年）に標津町保健福祉センターが落成したことにより現在の「健康と福祉の村」が完成し、標津病院は当初より一貫してこの構想の中心的な枠割を果たしている。



<人口動態>

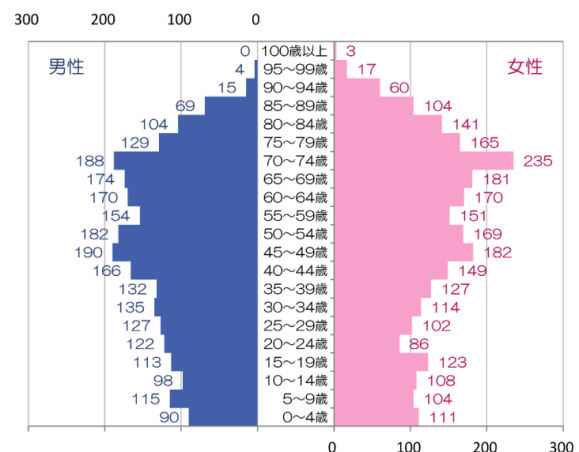
標津町の人口は、昭和40年（1965年）の8,051人（国勢調査）をピークに減少を続け、平成12年（2000年）の国勢調査では6,298人となり、昭和50年（1975年）からの減少率が19%を超えたことから、平成14年4月1日に初めて過疎地域として指定された。

人口の主な減少理由の一つは「自然増減」で、全国的傾向である少子高齢化の影響が顕著であり、また、「社会増減」においても地理的な条件から人口の大幅な流入を見込むのは困難である。こうした中において標津病院は「健康と福祉の村」の連携により住民の健康と生命を守り、健康寿命を支え、標津町が安心して暮らすことのできる永住の地として持続することに寄与している。



標津町の人口の推移と推計

〔出典〕 標津町人口ビジョン（令3時点データ）



標津町の人口ピラミッド

〔出典〕 標津町人口ビジョン（令3時点データ）

1.2 地域医療圏

<根室医療圏>

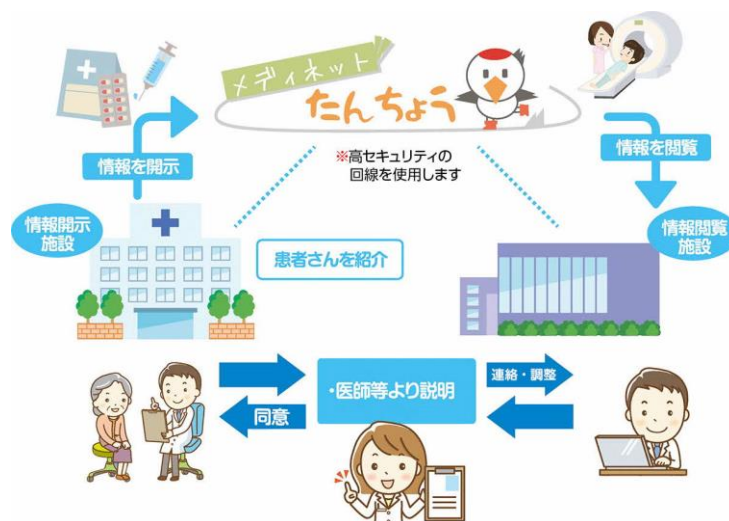
根室医療圏は、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の1市4町で構成され、北海道本土における当該医療圏域の面積は鳥取県とほぼ同じ約3,500 km²と広大な面積であるが、多様化する医療ニーズ、医療技術・機器等に対応するため圏域に所在する各医療機関と密接な連携を図りながら地域医療を展開していくことが重要となっている。根室圏域においては、第二次医療圏の中核医療機関として「地域センター病院」及び「災害拠点病院」を市立根室病院と町立中標津病院がそれぞれ担っている。

<第三次医療圏>

高度・専門医療については、根室圏域のみならず釧路圏域を含めた第三次医療圏の連携、役割分担も重要となっており、釧路根室地域医療情報ネットワーク協議会「メディネットたんちょう」などの繋がりを活用しながら地域医療の連携体制に厚みを持たせている。

『メディネットたんちょう』とは？

『メディネットたんちょう』は、釧路根室地域の医療施設をネットワークで結び、患者さんの診療情報を共有するシステムです。患者さんの同意のもと、病院とかかりつけ医が一体となり、切れ目のない連携した医療サービスを受けられるようになります。地域全体で患者さんの健康をサポートし、安心して暮らせる社会を実現します。



<https://m-tancho.net/>

釧路根室地域医療情報ネットワーク協議会メディネットたんちょう公式ページ

2 標津町国民健康保険標津病院の概要

2.1 標津病院の基本理念

<使命>

標津町国民健康保険標津病院は、標津町唯一の医療機関として地域医療に積極的に取り組みとともに、保健・福祉や行政の機関等と連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命とする。

<行動指針>

① 地域医療の確保

標津病院は、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供する。

② 医療水準の向上

標津病院は、積極的な地域医療に取り組み、地域の総合的な医療を担い、さらに、医療従事者に研修の場を提供し、地域の医療水準の向上に努める。

③ 患者中心の医療の確立

標津病院は、患者に対し十分な説明と同意のもとに医療を提供し、かつ、診療情報を積極的に公開し、患者の権利を遵守する患者中心の全人的医療を確立する。

④ 安全管理の徹底

標津病院は、安心して医療を受けられる環境を整備し、職員の安全教育を推進する。

⑤ 健全経営の確保

標津病院は、公共性を確保するとともに、合理的かつ効率的な病院経営に努めることにより、健全で自立した経営基盤を確立する。

2.2 標津病院の沿革

明治 13 年	(1880 年)	7 月	仮病院が設置。
明治 16 年	(1883 年)	5 月	公立標津病院が設置。
明治 23 年	(1890 年)	10 月	公立標津病院が廃止、村医が置かれる
昭和 29 年	(1954 年)	4 月	標津村国民健康保険直営診療所が開設。
昭和 32 年	(1957 年)	8 月	移転新築、標津村国民健康保険標津病院が開設。 (診療科) 内科・小児科・外科・産婦人科 (病床) 35 床
昭和 40 年	(1965 年)	8 月	町立標津病院が移転新築、落成。 (診療科) 内科・小児科・外科・産婦人科 (病床) 40 床



昭和 53 年	(1978 年)	4 月	老人病床 24 床増床 (診療科) 内科・小児科・外科・産婦人科 (病床) 64 床
平成 6 年	(1994 年)	4 月	現在の標津町国民健康保険標津病院が移転新築、落成。 (診療科) 内科・外科 (病床) 35 床



2.3 標津病院の概況

経営主体	標津町
指定等	救急告示病院指定 久留米大学医学部教育関連診療科（内科認定・外科認定） 久留米大学病院脳神経内科特別連携施設認定（日本神経学会認定）
診療科	内科、外科
入院機能	35 床
検査機能	エックス線撮影、CT、超音波、内視鏡
その他の機能等	居宅介護支援事業所（居宅介護支援・訪問看護） 人間ドック、健康診断

外来診療時間区分	受付時間	月	火	水	木	金
午前診療	8：30 ～ 11：00	●	●	●	●	●
午後診療	13：00 ～ 14：30	●	検査	－	検査	●
夜間診療 (内科のみ)	17：00 ～ 18：30	－	●	－	●	－

※ 土・日・祝日は休診

2.4 標津病院の経営状況

① 医業データ

標津病院の過去の医業実績は下表のとおりである。

新型コロナウイルス感染症の流行後は、感染拡大防止の観点から診療数の抑制措置を講じたことによる減少の他、患者自身による受診の敬遠と推察される減少が顕著となっている。今後は、コロナ禍以前の患者数に戻すことが健全経営をめざす一歩となることから、安心して受診できる環境、体制づくりを推進していく。

種別区分		H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
年間診療収入 (千円)	入院	172,175	180,037	176,549	186,546	171,561	118,630	131,420	112,480
	外来	198,198	208,487	194,278	207,219	192,681	174,078	171,783	185,884
	合計	370,373	388,524	370,827	393,765	364,242	292,708	303,203	298,364
患者1人1日当診療収入 (円)	入院	19,008	18,407	20,147	19,881	19,203	19,349	18,956	19,678
	外来	7,318	7,904	8,086	8,431	8,164	8,337	8,934	9,566
年間患者数 (人)	入院	9,058	9,781	8,763	9,383	8,934	6,131	6,933	5,716
	外来	27,082	26,378	24,026	24,573	23,600	20,880	19,228	19,460
	合計	36,140	36,159	32,789	33,956	32,534	27,011	26,161	25,176
1日平均患者数 (人)	入院	24.7	26.8	24.0	25.7	24.4	16.8	19.0	15.7
	外来	111.4	108.6	98.9	101.1	97.5	85.9	79.5	80.1
	合計	136.1	135.4	122.9	126.8	121.9	102.7	98.5	95.8
診療日数 (日)	入院	366	365	365	365	366	365	365	365
	外来	243	243	243	243	242	243	242	243
病床利用率 (%)		70.7	76.6	68.6	73.4	69.7	48.0	54.3	44.7

② 収益的収支データ

標津病院の過去の収益的収支の状況は下表のとおりである。

経常収支比率は一見して安定しているが一般会計繰入金への依存が高く、修正医業収支比率は健全ではない状況が続いており、特に令和1年（2019年）以降はコロナ禍の影響を受けて大きく悪化し改善が必要となっていることから、更なる経営強化への取り組みを推進していく。

(千円、%)								
	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
医業収益	409,368	423,382	405,955	431,383	401,631	329,226	369,417	368,066
医業外収益	396,003	417,942	466,682	449,243	507,905	619,155	633,824	669,005
経常収益	805,371	841,324	872,637	880,626	909,536	948,381	1,003,241	1,037,071
医業費用	759,035	807,127	828,346	830,042	891,285	897,295	948,532	991,560
医業外費用	24,931	21,639	32,767	18,435	18,053	22,610	14,754	18,145
経常費用	783,966	828,766	861,113	848,477	909,338	919,905	963,286	1,009,705
経常収支比率	102.7	101.5	101.3	103.8	100.0	103.1	104.1	102.7
修正医業収支比率	53.9	52.5	49.0	52.0	45.1	36.7	38.9	37.1

3 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの概要

3.1 経営強化プランの策定趣旨

<策定の経緯>

医療を取り巻く環境は、医療技術・機器の進歩、少子高齢化及び減少の一途を辿る人口動態、医療ニーズの多様化、新興感染症の感染拡大等といった様々な事象を要因に変化し続けている。これに対応すべく公立病院は、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の人材不足など課題は多く、安定的で持続可能な医療提供体制・経営基盤を確保するためにより一層の経営努力・効率化等が求められている。

本プランは、標津病院の地域における責務や役割、経営の状況・展望を整理し、安定的な医療の提供、安定的な医療基盤の構築、持続可能な経営を実現するための指針として策定するものである。

また、標津病院が圏域において果たすべき役割の明確化や分担、最適化の視点に立った計画とすることで関係機関との連携強化に努め、広域的な医療基盤の安定化に資するものである。

<プランのポイント>

本プランでは、国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に沿って、主に次の項目について定め経営強化に取り組むものである。

- ① 役割・機能の最適化と連携の強化
- ② 医師・看護師等の確保と働き方改革
- ③ 経営形態の見直し
- ④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- ⑤ 施設・設備の最適化
- ⑥ 経営の効率化等

3.2 経営強化プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日の4ヵ年とする。

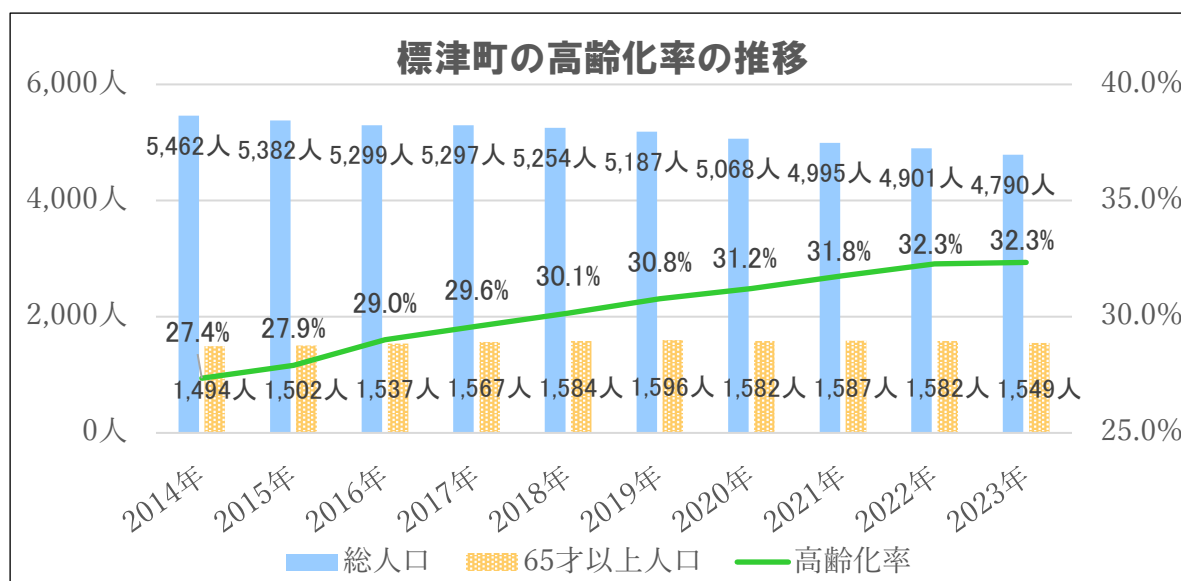
4 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの内容

4.1 役割・機能の最適化と連携の強化

<地域医療構想等を踏まえた果たすべき役割・機能>

標津病院が所在する根室医療圏において策定されている北海道医療計画根室地域推進方針「根室区域地域医療構想」では、少子高齢化等を踏まえ向後の医療ニーズが『青年壮年期の患者を対象とした救急、治癒、社会復帰を前提とした「病院完結型」の医療から、主に高齢の患者を対象とした、病気と共存しながら患者の住み慣れた地域での生活を地域の医療、介護で支える「地域完結型」の医療へシフトしていく』と展望し、これに対応した医療提供体制整備の必要性が提唱されている。

標津町における過去 10 年の高齢化率を見ると、平成 26 年（2014 年）が 27.4%だったのに対し令和 4 年（2023 年）には 32.3%と、わずか 10 年で約 5 ポイント上昇するなど全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、向後も地域医療構想の展望のとおり推移するものと考えられる。



（標津町住基台帳の各年 3 月末時点データ）

このような情勢・環境下において、標津病院は、とりわけ移動に困難を抱える高齢世帯を主な対象として、在宅における医療等を提供するため訪問による診療・看護・リハビリテーション、居宅介護を実施するなどしながら、一次医療、二次医療を担う標津町内唯一の医療機関としての役割を果たしてきている。また、根室医療圏においては、圏域内の各医療機関との連携を図りながら、患者の紹介等による地域連携医療を展開するなど一定の役割を担っている。

今後においても、人口動態、医療ニーズを注視するとともに地域医療構想方針にも照らし合わせながら、広域的視点を持ち、病院機能及び関連機関との連携の維持・向上を図る中で安定経営に努めるものである。

<地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能>

日本の高齢化率は世界においても例を見ない速度で進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では 65 歳以上の人口が令和 24 年（2042 年）にピークを迎えるとされ、その後も 75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。とりわけ団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）以降は、医療や介護に対する需要の更なる増加が見込まれることから、厚生労働省が進める『高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境「地域包括ケアシステム」の構築を当地域においても推進することが重要となっている。

地域包括ケアシステムが十分に効果を発揮するためには、「行政・専門事業者等の社会資源・地域の自助共助」等が連携・協力し、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に機能する必要がある。標津病院においては医療分野をはじめ、介護・予防・生活支援の分野においても一定の役割を担うために病院機能の維持・強化に努めるものである。

標津病院では「4.1 役割・機能の最適化と連携の強化」に記述のとおり、とりわけ移動に困難を抱える高齢世帯を主な対象として、在宅における医療等を提供するため訪問による診療・看護・リハビリテーション、居宅介護を実施するなどしながら、一次医療、二次医療を担う標津町内唯一の医療機関としての役割を果たしてきている。また、レスパイト入院の受入れ等による在宅医療・介護の後方支援に取り組むなど、迫る 2040 年問題に備え地域包括ケアシステムの構築と強化に資するようより一層努めていく。

<機能分化・連携強化>

地域完結型医療へのシフトを意識した視点に立ち、地域や圏域内で標津病院が担うべき役割、強化すべき連携を整理し、持続可能な医療基盤で在り続けることが重要である。

① 地域内・圏域内における標津病院の役割と連携

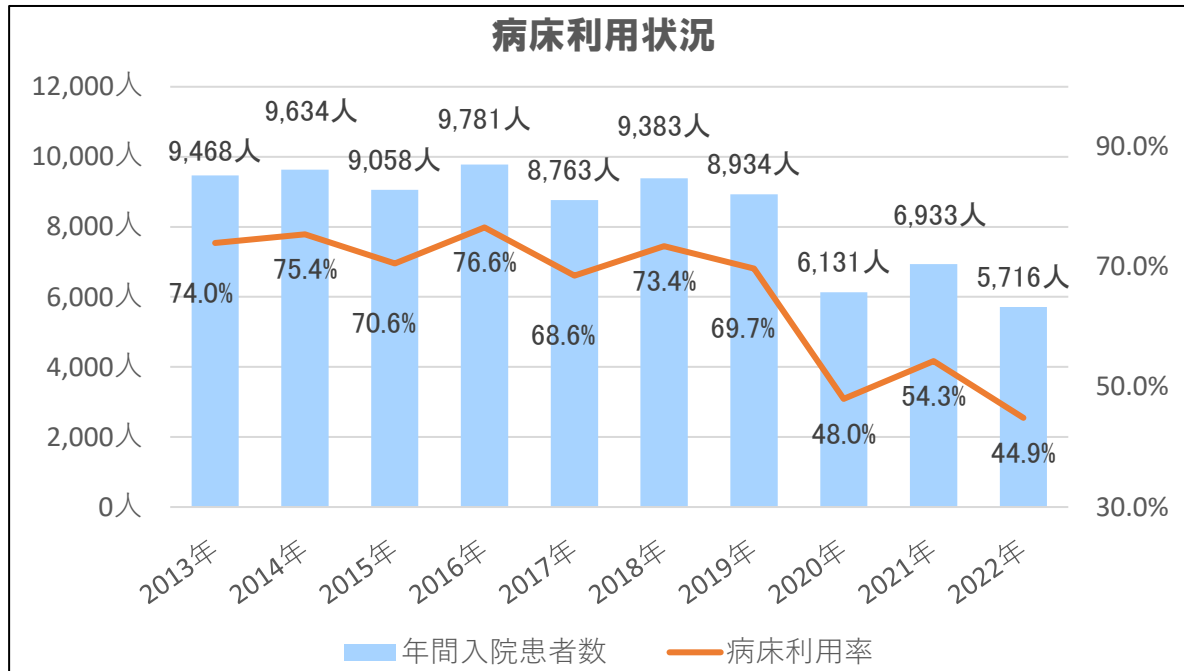
標津病院は標津町内唯一の医療機関として初期救急など一次医療、二次医療を担いながら、専門医療や高次医療の機能を有する他の医療機関との連携を図ることで医療ニーズに対応していく。

② 釧路根室地域医療情報ネットワーク“メディネットたんちょう”

メディネットたんちょうでは情報共有、患者紹介の他カルテ情報の共有等により、患者の利便性を高めることを目的としたネットワークが構築されている。このネットワークを活用し、根室圏域のみならず釧路圏域を含めたより広域な連携の強化を推進する中で標津病院が果たすべき役割・機能の明確化、最適化を図っていく。

③ 入院機能の適正化

標津病院は現状、入院病床 35 床を有している。コロナ禍以降は稼働率が下降傾向にあるものの、現時点では適切な機能であると考えている。また今後、地域包括ケアシステムの観点からもレスパイト入院の受入れ強化について検討するなどし、有する機能を最大限発揮できるよう努めていく。



標津町国民健康保険特別会計（病院事業）決算データ

<一般会計負担の考え方>

公立病院の運営は独立採算を原則とするものであるが、地方公営企業法上、一部経費については一般会計等において負担するものとされている。

今後も住民理解を得ながら必要に応じ補助として一般会計から繰り入れ措置し、安定的な医療提供体制、高い公共性の確保を図るとともに、経営強化への取組みを継続し、繰入金に頼らない健全経営を目指していく。

項目	趣旨	繰出基準
共済追加費用の負担に要する経費	共済追加費用の負担に要する経費の一部について、一般会計が負担する経費	共済追加費用の負担額の一部
基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	経営健全化に資するため、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について、一般会計が負担する経費	基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額を限度）
企業債償還金利子に係る経費	建設改良費の企業債利子償還金に係る経費について、一般会計が負担する経費	企業債償還利子の 1/2（H14 年度借入分までは 2/3）
医師及び看護師等の確保及び研究研修等に要する経費	医師及び看護師等の確保及び研究研修等に要する経費の一部について一般会計が負担する経費	医師及び看護師等の確保及び研究研修費、図書費など人材育成・技術向上に必要と認められる経費
不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費	不採算地区病院の運営に必要とする経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費について、一般会計が負担する経費	建設改良費に要する経費の 1/2
企業債償還金元金に係る経費	建設改良費のうち企業債償還に係る元金の一部について一般会計が負担する経費	企業債償還元金の 1/2（H14 年度借入分までは 2/3）

<住民の理解のための取組>

標津病院では、標津町議会への運営状況の報告、標津町広報誌やホームページ等の活用により情報を発信する中で住民の理解をいただきながら運営に当たっている。

少子高齢化等の影響により医療を取り巻く環境やニーズが変化していく中、住民の要望に応え担うべき役割を果たすための機能を維持し、安定的な医療提供体制と高い公共性の確保、また、圏域の医療基盤強化に寄与する取組みを推進するため、今後も情報発信しながら住民の理解を深めていく。

4.2 医師・看護師等の確保と働き方改革

<医師・看護師等の確保>

安定した病院事業を運営するためには、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの安定的な確保・配置が重要である。

標津病院は、久留米大学医学部教育関連診療科（内科・外科）の認定を受けており安定的な医師の派遣が得られている状況にある。この他、医師の育成に寄与するとともに勤務先として選択いただけるための関係づくりの機会ともなる「久留米大学医学部医学科第2学年の学外施設体験学習」の受入れ、一般社団法人日本神経学会による久留米大学病院脳神経内科特別連携施設認定が承認されたことで当該専門医をめざす医師に派遣先として選ばれる病院及び人材育成の役割を担う病院となるための取り組み強化が推進されており、今後においても久留米大学医学部との連携において安定・強化を推進していく方針である。

また、看護師など各コメディカルの人材確保について、情報発信の強化や、これまでに繋がりのある医療関連校、また、新規の教育機関との繋がりの獲得を推進するなど、適切な人員配置に努めていく。

【関連する指定等】

- 久留米大学医学部 教育関連診療科（内科認定・外科認定）
- 久留米大学病院脳神経内科特別連携施設認定（一般社団法人 日本神経学会）
- 「学外施設体験学習」受入施設
- 新専門医制度地域医療研修医療機関の指定

<医師の働き方改革への対応>

標津病院では、良質で安全が確保され、且つ、持続可能な医療を提供するため、医師の労働環境を整えるなど適切な労務管理に努めていく。

① 医師の労働環境の整備

令和6年4月より開始する「医師の働き方改革」については、勤怠管理システムの活用による労働時間の把握、宿日直許可認定及び適切なシフト管理、36協定の順守など医師の労働環境の整備に取り組んでいく。

② 医師の負担軽減

各医療専門職が自らの能力を活かしより能動的に業務に当たることで、これまで医師が担当していた業務を縮小し負担軽減を図るため、必要な研修の受講を推進するなどタスクシフト・シェア実行の基盤づくりに努める。

③ 負担軽減、効率化に資するシステム等の活用

ICTを活用することで負担軽減や効率化が推進可能と考えられる業務等について、関連するシステム等の導入を適宜積極的に検討していく。

4.3 経営形態の見直し

標津病院は、地方公営企業法の一部適用を継続している。当面は現在の経営形態を継続する中でより健全な経営をめざすものであるが、経営状況、人材確保、地域や圏域における役割など取り巻く環境等にも鑑みながら、適宜必要に応じて経営形態の検討を実施する。

地域での暮らしを考える時、多くの方が医療機関の有無を考慮されると言われるが、高齢化が進行するにつれて移動に不自由を感じる住民が増加するなか、居住する地域内に安定的な医療を提供する機関がないことは生活するうえで殊更高いハードルとなる。標津病院では一部適用により標津町からの支援が得られやすい状況の中でまちづくり施策への寄与とのバランスを図り経営に対する住民の理解をいただきながら、地域住民の健康と生命を守る重要な役割を担い持続可能で安定的な医療基盤として在り続けるため健全経営に努めるものである。

4.4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

< 平時からの備え >

令和 2 年（2020 年）1 月、国内において初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は社会活動全体に変革を強要するなど非常に大きなパラダイムシフトを引き起こし、医療面においては新興感染症に対する平時からの備えの重要性を強く認識させられるものとなっている。

① 施設・設備の感染対策

外来診療においては、通常外来スペースと発熱外来対応スペースとをゾーニングし、入院病棟では新型コロナウイルス感染症の陽性者専用の病床を確保するなどゾーニングを実施、且つ、それぞれに空気清浄機、陰圧機器を設置するなどの対策を講じてきた。これらの接触機会の低減や衛生面に配慮した空間づくりは新興感染症対策として有効な取り組みであることが再認識されており、引き続き新興感染症対策として有効な医療機器、衛生機器の整備・維持管理と情報収集に努めるものである。

② ノウハウの習得と発揮

新型コロナウイルス感染症対応で獲得したノウハウの記録、適時の情報収集、また、新興感染症拡大が発生する状況となった場合に、的確にそれらが発揮されるよう感染症対策委員会の開催等により感染症への日頃からの意識付けなど、より一層安心して利用いただける医療機関となるための対策を推進する。

③ 防護具等の整備

新型コロナウイルス感染症流行時は、マスクなど感染防止対策用品が一部ではパニック的に売買され全国的に不足するなどの事態が生じ、平時からの備蓄の重要性を再認識したところである。感染防護具について、新型コロナウイルス感染症対応時の使用数量等を目安として一定数量を備蓄し、新興感染症が発生した場合に対応できるよう管理する。

＜関係機関との連携＞

新型コロナウイルス感染症においては、地域の保健所、他の医療機関と連携しながら対応する中で、役割分担、情報共有、関係機関による支え合いの重要性をあらためて認識したところである。

一連のコロナ禍により構築された連携体制の中で見えた役割分担等が、今後同様の事態が生じた際に、よりスムーズ且つ的確に発揮されるよう更なる機器の整備や人材育成に努めるとともに、圏域会議やメディネットたんちょうなどの協議体を通じ平時からの関係構築を図っていく。

4.5 施設・設備の最適化

＜施設・設備の適正管理と整備費の抑制＞

施設や資機材については、定期的な保守・点検を実施することで可能な限り長寿命化を図る中で使用に当たっており、今後も適切な管理に努めていくものである。

① 施設管理

現在の病院本体部分は、平成 6 年（1994 年）の整備から 30 年が経過し老朽化が進行していることから故障事案が増加傾向にあるものの、適時の修繕や更新により長寿命化や機能向上を図っている。現時点で建て替えや大規模改修は計画していないが、長期的な視点に立った管理を行い、適切な時期の適切な整備・管理に努めていく。

② 医療機器等

医療機器等については、定期的な保守・点検や日々の業務の中で動作状況を常時確認しながら使用に当たっており、老朽化が進行し故障の懸念がある場合や診療において新たに必要とする機器がある場合など、適時改修や更新を実施している。今後も整備費用を十分に精査しながら医療提供機能の維持・向上に資する機器整備を図っていく。

＜デジタル化への対応＞

医療や事務に関する資機材、また情報管理そのものについて、ICT や DX など医療を取り巻く環境も日進月歩進化する中、標津病院では、平成 27 年度の電子カルテシステム導入により作業の効率化や情報共有等の面で大幅な向上が図られている。また、メディネットたんちょうが実践するインターネット環境を活用した診療情報等の共有は、広大な道東における距離のハンデを埋め、移動・輸送時間が短縮されるなど、デジタル化により患者の利便性向上が図られている。今後もデジタル化の進歩を意識した環境整備を図るとともに、サイバーセキュリティ強化に必要な措置、スタッフ教育を推進していく。

4.6 経営の効率化等

<経営指標に係る数値目標>

公立病院は、安定的な医療提供体制・経営基盤を確保するためより一層の経営努力・効率化が求められており、標津病院においても健全で持続可能な事業運営とするための経営強化に取り組んでいく。

① 医業目標設定

「2.4 標津病院の経営状況」に記載のとおり、コロナ禍の影響を受け始めてからは患者数の減少が顕著であり、コロナ禍前の水準まで回復させることが第一歩となることから、本プランの期間において段階的に改善を図っていくものとして目標設定する。

プラン最終年度には、年間患者数及び1日平均患者数については入院・外来ともコロナ前とほぼ同水準、病床利用率についてはコロナ前を上回る水準に目標設定した。

種別区分		R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	コロナ前 H27-R1	コロナ後 R2-R4
年間診療収入 (千円)	入院	143,037	145,635	154,979	171,696	190,320	177,374	120,843
	外来	186,953	190,369	206,424	219,308	230,850	200,173	177,248
	合計	329,990	336,004	361,403	391,004	421,170	377,546	298,092
患者1人1日当診療収入 (円)	入院	18,789	19,000	19,300	19,600	20,000	19,329	19,328
	外来	9,364	9,400	9,400	9,500	9,500	7,981	8,946
年間患者数 (人)	入院	7,613	7,665	8,030	8,760	9,516	9,184	6,260
	外来	19,975	20,252	21,960	23,085	24,300	25,132	19,856
	合計	27,587	27,917	29,990	31,845	33,816	34,316	26,116
1日平均患者数 (人)	入院	20.8	21.0	22.0	24.0	26.0	25.1	17.2
	外来	82.2	83	90	95	100	103.5	81.8
	合計	103.0	104.0	112.0	119.0	126.0	128.6	99.0
診療日数 (日)	入院	366	365	365	365	366	365	365
	外来	243	244	244	243	243	243	243
病床利用率 (%)		59.4	60.0	62.9	68.6	74.3	71.8	49.0

② 収益的収支目標設定

「2.4 標津病院の経営状況」に記載のとおり、コロナ禍の影響を受け始めてからは特に修正医業収支比率の減少が顕著であり、コロナ禍前の水準まで回復させることが第一歩となることから、本プランの期間において段階的に改善を図っていくものとして目標設定する。

プラン最終年度には修正医業収支比率を概ね6ポイント回復させ、その後の取り組みの中で継続的に向上させていくための基盤づくりとする現実的な目標設定とした。

	(千円、%)					(千円、%)	
	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	コロナ前 H27-R1	コロナ後 R2-R4
医業収益	374,544	380,558	405,957	435,558	465,724	414,344	355,570
医業外収益	623,898	614,150	623,480	620,545	614,665	447,555	640,661
経常収益	998,442	994,708	1,029,437	1,056,103	1,080,389	861,899	996,231
医業費用	966,765	989,091	997,534	1,028,894	1,059,686	823,167	945,796
医業外費用	19,370	19,370	19,370	19,370	19,370	23,165	18,503
経常収支比率	101.2	98.6	101.2	100.7	100.1	101.9	103.3
修正医業収支比率	38.7	38.5	40.7	42.3	43.9	50.5	37.6

③ 安定経営に係る常勤医師の配置数の目標設定

医師の配置数については、人口規模や推計値、地域や圏域における標津病院の役割の観点から、現状の配置数を引き続き確保することを目標として設定する。

看護師等コメディカルの人材確保、知識や技術の向上に係る取り組みを推進する中でタスクシフト・シェアの基盤を強化し、医師の負担軽減と業務の効率化を図り、限られた人員体制で最大限の効果が発揮されるよう努めていくことで医療提供体制及び医業収入の維持向上を推進していく。

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
常勤医師数	5人	5人	5人	5人

<プラン対象期間中の各年度の収支計画等>

① 収益的収支

(千円、%)

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
医業収益	374,544	380,558	405,957	435,558	465,724
診療収益	329,990	336,004	361,403	391,004	421,170
診療外収益	44,554	44,554	44,554	44,554	44,554
医業外収益	623,898	614,150	623,480	620,545	614,665
受取利息	0	0	0	0	0
他会計負担金	149,174	148,709	148,656	148,641	148,641
他会計補助金	461,647	450,000	460,000	460,000	460,000
道補助金	0	0	0	0	0
患者外給食収益	500	500	500	500	500
寄附金	0	0	0	0	0
長期前受金戻入	11,577	13,941	13,324	10,404	4,524
その他医業外収益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
経常収益	998,442	994,708	1,029,437	1,056,103	1,080,389
医業費用	966,765	989,091	997,534	1,028,894	1,059,686
給与費	594,058	597,028	602,999	606,014	609,044
材料費	56,209	53,688	50,883	47,890	46,247
経費	202,848	215,305	228,965	245,379	262,112
減価償却費	68,112	73,315	65,149	63,450	48,620
資産減耗費	1,138	4,333	881	5,099	2,601
研究研修費	44,000	44,125	44,075	42,573	41,988
居宅介護支援事業費	400	1,296	4,582	18,489	49,074
医業外費用	19,370	19,370	19,370	19,370	19,370
支払利息及び企業債取扱諸費	4,858	4,858	4,858	4,858	4,858
雑損失	14,512	14,512	14,512	14,512	14,512
経常費用	986,135	1,008,461	1,016,904	1,048,264	1,079,056
特別収益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
特別損益	0	0	0	0	0
経常収支比率	101.2	98.6	101.2	100.7	100.1
修正医業収支比率	38.7	38.5	40.7	42.3	43.9

② 資本的収支

(千円)

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
資本的收入	173,417	264,379	19,273	8,620	14,885
出資金	16,847	10,079	7,273	2,620	8,885
企業債	148,800	249,800	10,000	5,000	0
補助金	7,770	4,500	2,000	1,000	6,000
寄附金	0	0	0	0	0
資本の支出	233,417	294,379	39,273	38,620	24,885
企業債償還金	72,562	33,211	25,560	31,407	15,172
建設改良費	160,855	261,168	13,713	7,213	9,713
資本的収支	▲60,000	▲30,000	▲20,000	▲30,000	▲10,000

5 標津町国民健康保険標津病院経営強化プランの管理

5.1 経営強化プランの管理

<プランの評価>

本プランは、経営状況や取組み内容を整理・評価し、標津町議会への報告等を通じて更なる評価を実施するものである。またこの過程で、本プランについて集中的に協議や意見募集を実施する必要があると判断された場合は、福祉・保健・介護の機関等を構成に含めた委員会を設置、開催するものとする。

<プランの見直し>

プランの評価結果、経営状況や取組み内容の他、人口動態や社会情勢など特に見直しが必要と判断される場合は、適時改定作業を実施する。

5.2 経営強化プランの公表

本プランは、ホームページ上で常時公開するとともに、必要に応じ標津町議会に報告するなど住民等の理解促進に努めるものとする。